

指名停止について

令和6年2月15日

胎内市長 井 畑 明 彦

胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「要領」という。）に基づき、下記のとおり指名停止を行う。

記

- 1 指名停止業者名
 - (1) 株式会社 小野組 新潟県胎内市西栄町2番23号
 - (2) 延本建設株式会社 新潟県胎内市羽黒1493番地

- 2 指名停止期間
 - (1) 令和6年2月15日から令和6年8月14日まで
 - (2) 令和6年2月15日から令和6年8月14日まで

- 3 指名停止理由
要領第2条第1項別表第2第9号（競売入札妨害又は談合）に該当するため。

指名停止期間の変更について

令和6年2月15日

胎内市長 井 畑 明 彦

胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「要領」という。）に基づき、下記のとおり指名停止期間の変更を行う。

記

- 1 指名停止業者名
株式会社 岩村組 新潟県新発田市大手町四丁目3番21号
- 2 従前の指名停止期間
令和5年10月30日から令和6年4月29日まで
- 3 変更後の指名停止期間
令和5年10月30日から令和6年10月29日まで
- 4 指名停止の変更理由
要領第4条第5項に該当するため。